

参議院建設委員会會議録第十五号

昭和三十三年三月二十四日(火曜日)
午前十時五十分開会

東京商工会議所調査部長 田原 大千君

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君
武内 五郎君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
高橋進太郎君
村上 春藏君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
中尾 辰義君
田上 松衛君

国務大臣

建設大臣 河野 一郎君

政府委員

建設政務次官 鴨田 宗一君
建設大臣官房長 平井 學君
建設省住宅局長 前田 光嘉君

事務局側

常任委員 中島 博君
会専門員

説明員

厚生省年金局資金課長 河原 輔之君

参考人

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

先ほどの委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

初めに、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたし、次に、産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案に対する質疑の後、討論、採決を行なう予定であります。

○委員長(北村暢君) では、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案の審議のため、東京商工会議所調査部長田原大千君から意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それではこれより本日の議事に入ります。
産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

参考人に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多忙中のところ、まげて御出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、本案に対する忌憚のない御意見を拝聴したいと存じます。

それでは本案の質疑に入ります。

なお、政府側出席者は、鴨田政務次官、前田住宅局長、厚生省より、年金局曾根田年金課長、同じく河原資金課長が見えております。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 私は、この法律案が一応従来のものよりも前進しているというふうな印象を受けておるのではありませんが、ただ、この産業労働者住宅資金融通法の制定当時のことを考えてみますと、これは、まことに粗末な成立過程を経ているものであって、労働組合等が、政府に預けてあるところの厚生年金資金等の還元融資を相当強く長い間要求し続けてきたものであります。一応住宅資金としての還元融資を認めるというものが、ちょうど七、八年ほど前と思ひますけれども、そういう決定を見たために、当時の建設大臣は、急遽この産業労働者住宅資金融通法というものを制定して、そうして同じように窓口を住宅金融公庫に持ち、同じような対象に多少ニュアンスと、方法を変えて提案されたのが、この産業労働者住宅資金融通法の成立の形であって、こういう

ものは、当時、同じ対象に対して二元的な住宅供給というものはあり得ないという点については非常に強く非難したものでありますけれども、事ここに至って、ほんとうに労働者が住宅を持てるために、多少とも両者の間に競合しながらもよい方向に向かいつつあることは一応認めておるものであります。

そこで最初に伺いたいのは、先年できた上がつた年金福祉事業団の労働者住宅に対する還元融資の資金並びに貸し付け状況、貸し付け条件と住宅金融公庫が産業労働者住宅資金融通法によって資金を融通するという条件とが、同じような方向をとっておらな

い。この際、それぞれの立場の方から、その相違点、相違点というよりも、おのおのの貸し付け条件、対象等に対して、詳しい説明を願いたいと思うのです。これが第一の質問です。

○政府委員(前田光嘉君) 私から、最初に産業労働者住宅資金融通法によるところの貸し付けの条件及び計画につきまして御説明申し上げます。

産業労働者住宅資金融通法の対象は、法律にありますが、産業労働者に対して住宅を供給するところの事業者に対して貸し出すものでございまして、その条件は、利率は、まず、中小企業に対するものにつきましては六分五厘、その他につきましては七分、償還期間は三十五年以内になっております。木

造につきましては、償還期間は十八年以内でございます。融資率につきましては、従来は、中小企業につきましては六割、一般につきましては五割でございましたが、今回の法案におきまして、中小企業につきましては七割五分、その他につきましては、従来と同じく五割、木造につきましては、融資率は七割、その他につきましては五割というふうに改正することになっております。三十九年度の計画は、合計いたしまして一万五千を予定しております。所要資金は八千九億円と見込んでおります。

○説明員(河原輔之君) 年金福祉事業団の住宅融資でございますが、これは厚生年金保険の積み立て金の一部を融資いたすわけでございまして、相手方といたしましては、厚生年金保険の適用を受けます事業主、または被保険者団体等々となっております。それから利率につきましては、大企業に對しましては年七分でございます。中小企業その他大企業以外の分につきましては年六分五厘でございます。それから融資率でございますが、大企業に對しましては七割でございます。中小企業に對しましては九割となっております。

それから償還期限は、産業住宅の場合と同様でございます。それから三十九年度の事業団の住宅の計画でございますが、事業団の総ワキは二百六十六億でございますが、そのうち住宅が百五十二億でございます。六割程度を占めております。

以上でございます。融資率につきましては、従来は、中小企業につきましては六割、一般につきましては五割でございましたが、今回の法案におきまして、中小企業につきましては七割五分、その他につきましては、従来と同じく五割、木造につきましては、融資率は七割、その他につきましては五割というふうに改正することになっております。三十九年度の計画は、合計いたしまして一万五千を予定しております。所要資金は八千九億円と見込んでおります。

○田中一君 それじやその前に、土地並びに建物の標準購買費、標準建設費というものの対する説明を願いたい。

○政府委員(前田光嘉君) 産労住宅につきましては、一般の住宅金融公庫の貸し付けと同様の単価を考慮しておりますが、全国平均を申し上げますと、三十九年度におきましては、坪当たりで申し上げまして、主体育工事費、木造の場合は四万八千九百円、耐火構造につきましては七万一千円、屋外付帯工事につきましては、これは一戸当たりでございますが、共同住宅については九万三千円、用地費につきましては、共同住宅につきましては、これは坪当たりでございまして、七千八百円、木造住宅その他につきましては五千二百円、これを各地区に応じまして、この範囲におきまして若干の差をつけて運用いたしております。

○説明員(河原輔之君) 事業団の住宅融資の単価でございますが、耐火構造の場合は、これは平米当たりになっておりますが、世帯向けのが二万三千五百円でございます。單身者向けが二万三千九百円でございます。これは、申し忘れましたが、北海道以外の地区の場合でございます。それから木造の場合は、平米当たり世帯向けが一萬五千四百円、單身向けが一萬六千六百円となっております。それから土地につきましては、事業団のやり方は、課税標準額の何倍というやり方をいたしております。田につきましては、一平米当たり課税標準額の五倍でございます。畑につきましては八倍でございます。宅地につきましては十倍となっております。山林の場合は七倍と、こういうことになっております。

○田中一君 これは鴨田政務次官に伺います。これは、このような条件の相違というものは、むしろあなたは政務次官として政務次官會議に出ておる。大臣はむしろ閣議に出ておる。その中でなぜこうした条件の相違をもたさなければならぬか、そういうことについてひとつ説明してください。

○政府委員(鴨田宗一君) 非常にむずかしい御質問でありまして、私の観測によりましては、もちろん原資の対象と違いますが、もちろん住宅を建設するということにつきましては同一でありますけれども、原資のよつてくるところのものが違っておりますので、いろいろ対象に対して、そういうふうな諸条件が変わつてきたのではないかと、もちろん受け入れるほうといたしましては、こういうふうな不均衡なことは是正しなければならぬというふうなお声もあらうと思つたので、私たちがいたしましては、こういうものはできる限り早い時期において統一しなくちゃならぬのじやないかという考え方であります。

○田中一君 原資の相違と云うけれども、しよせん運用部資金のわけなんですから、これはもういわゆる還元融資という形のもの、一般の国民の預金から融資するんだというたてまえがどう違ふか、そうすると、どこまでも福祉事業団の原資というものの利率といひますか、あのようなこまかい計算が、これだけの幅があるのだということになるのか。しかし、これはおかしな話なんです。預金をしておる預金者が、決してこの差異というものの対してとやかく言つておるのじやないのです。政府にまかしているんです。それは資本の構成によつて違ふんだということになる、今回の公定歩合の引き上げなんという問題も、よつてくるところの原資というものを分析してみると、これはたいへん問題になりまして、それを総合して一つの方針というもの、住宅供給という大目的の前には同じでなくちゃならぬ。法律によらないでただ単に各省の方針によつて、自主的な方針によつて定められるという現状が、受けるほうでもこれは非常にとまどいするわけなんです。こつちのほうは有利であるけれども、だめだからこつちのほうにしろということになると、条件としては、鴨田さんは、どちらの条件が労働者の立場から見ても有利であるというように考えますか。あるいは同じであるのか、あるいはどちらのほうは有利であるのかという条件になると思つたのです。同じ中小企業でいっても、中小企業に対する融資の相手方というものは、どういふものを選んでゐるか。いつも問題になるのはその点なんです。同じ住宅供給の窓口でありながら、おのおの異なつてゐる条件ということはある得ない。ことにまた、建設費の標準額というものが異なつてゐる。一体福祉事業団のほうの仕事をする人と、それから産住のほうの仕事をする人が、単価が異なつてゐるものがあつて一体可能か不可能かの問題です。その点、詳しく説明してくだされ。私は政務次官に伺つておるのです。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいま各角度からお話ございまして、私は先ほど抽象的にお答えを申し上げたと思つておりますけれども、この問題は、もちろん出ております姿から見ますと、事業団のほうは有利のようによつて考えられます。しかし、これは一般国民大衆の問題でありますので、この高低がどうあるとも、この問題は、結局国民のお金を使うという面からいひまして、これはできるだけ早い時期に統一いたしまして、利率にいたしましても、償還の期間にいたしましても、統一しなければならぬじやないかという考え方であります。

○田中一君 いまの鴨田政務次官の答弁は、われわれが、この二つの法律ができて以来、何年となく追及してゐることなんです。むしろ、一つの所得税の面から見ても、原資というものは税金として取られる、税金、いわゆる国の原資というものは、税金で取られるものの金なんです。取られるものというか、喜んで納税するものか、余裕がある納税者と、それから非常に苦しい中から取られる——たとえば前年におまえのほうは百万の税金だから、こつちは少なくとも売り上げが伸びてゐるから百五十万だというふうな認定のしかたをして税金を取つてゐるのが実情なんです。そうすると、原資の格というものが非常に違つてゐるんです。同じ金では番号も書いてありませんからちつとも変わりありませんけれども、生み出してゐる血税というものは、その血の色も変わる、重さも変わる、私は、そういう形のものであつてはならぬというのが長年の主張であつたのですが、今回の産住法の改正は、年金福祉事業団の還元融資の貸し付け方式に近づこうとしてゐるわけなんです。おくれればせながら近づこうとしてゐるような改正なんです。だらしがな

さ過ぎます。建設省は国には、公営住宅その他住宅供給というものを一手に引き受けるというふうな考え方を持っていないが、一方、福祉事業団のほうは非常に前向きの施策を持つてゐる、政治的には、いま政務次官から、なるべくこれを統一したものにしなければならぬという御意見がございましたから、これはわれわれは歓迎します。歓迎しますが、統一するという条件を同じくするということは、一つになることなんです。住宅供給という一つの事業を建設省、厚生省が持つてゐるのは間違ひであります。同じ条件にするということとは、一つの窓口で足りるということなんです。これは、悪い官僚のなわ張り主義というものがここにあらわれておるのです。この点についてはどうお考えになりますか。この産業労働者に対する住宅供給というものが、将来厚生省も建設省もなく、どちらかに一本化するという方針が考えられませんか。これはもう鴨田さんにあまひやう言つても、言にくいこと、言えない点は言えないと言つてくれてもかまいません。これは歴代の大臣が、厚生大臣も建設大臣も頭をかかえて答弁しなかつた問題です。だから、あなたも答弁しないでいいんです。ひとつ御答弁をお願いします。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいま田中委員の言われましたとおり、私たちもその問題につきましては関心を持つております。ただ問題は、たとえ建設省の所管であります下水処理の問題にいたしましても、終末処理は、やはり現在の段階におきましては厚生省でこれを分掌しておる、こういうところもやはり一つの例であります。

れども、ちやうど住宅と同じように、やはりいろいろの官庁に一つの仕事に分かれておるといふことは、これは不合理なことは私たち十分存じております。これを一つの省に統一するということも、これも一つの課題といたしまして、われわれといたしましては、真剣に国民のために研究しなくちゃならぬじゃないか、こういうふうに考えておりますので、それをどちらで統一するかということにつきましては、私といたしましては答弁しかねますけれども、そういう私は考えでおるといふことだけひとつお認めを願いたいと思ひます。

○田中一君 これ以上追及しても同じに
答弁でしようからもうやめますけれど
も、では具体的に、今回の法律の改正
というものを、現在この年金福祉事業
団が行なっている条件にまで修正する
ことが好ましいという結論になるわけ
でございますけれども、よろしゅうご
ざいますね。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいまの御質問でありますけれども、直ちにいますぐというように私は考えてはおりませんで、いろいろ先ほども申しましたとおり関連がございますので、この問題は至急にひとつ研究してみたいと、こういうふうに考えております。

○田中一君 下水処理の問題とこの問題とを一緒に考えられるところに、あなたがその場限りの言いのがれの答弁をしているとしかとれないのです。下水事業の問題にしても当然これは一元化すべきである。しかし、住宅供給建設するのじゃないのですよ。これはお金を貸すのですよ。これと違うところは、衛生とか、あるいは医学的な終末

処理というものは厚生省が所管するのは適當であるということは、多少そういう面も考えられますが、住宅供給の資金の融資などというものは、これはもう何も下水道における終末処理と下水道との関連とはおのずから異なっております。したがって、いまその答弁はこれ以上追及しないといったから追及しませんけれども、ひとつ商工会議所の田原さん、あなたはどちらを、ことに中小企業は求めるか、どちらでもあなたのほうにほしいだけ融資をいたしますからと言った場合にはどちらをとりますか。これは田原さん、何も役人や、政務次官やなんかに遠慮する必要はないのですよ。率直に、あなたは中小企業の代表としてきょうはおいでを願ったのですから、堂々と言っていたきたい。

○参考人(田原大千君)　ただいまのお尋ねでございますが、私も両方の条件が、どういうように具体的にどこかに相違しているかということに従来あまり深く知っておりませんでした。ただいま、いろいろお伺いしてみますと、政務次官もお話ございましたように、厚生年金資金の還元の実業団のほうやや有利であるというようなお話でございますので、そういう有利な資金をなるべく多数私どもとしては利用させていた。だきたいと、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 政務次官並びに住宅局長、それごらんない、これが国民の声なんです。これが率直な国民の声なんです。商工会議所に属しておる大資本もございましょうが、その人たちはつかみ取りに大きな資金を持っています。やほり金利等を考へていまして、

た場合、標準建設費を考えた場合に、やはり有利なほうを求めるのは当然なんんです。これはおそろく、先ほど政務次次です。私も言っているように、私どもは、衆議院においては修正できなかったけれども、いずれその点については、同僚

の与党の諸君とも相談して大幅な国民が求める方向に修正をしようと考えております。提案しようと考えております。

もう一つ伺っておきますのは、標準建設費の査定というか、きめ方の問題でありまして、どうしてこう違うの面について、むろん、その違いの面には、一応住宅金融公庫、住宅公団、公

営住宅等々の一連の住宅政策の、実態でなくして予算上の予算と戸数、いわゆる政治的な配慮から、それとあまり異なったものでは困る、同じものでなければ困るというところから出ていると思うのですけれども、私は、このような態度をとるならば、建設省から住宅行政というものを全部抜き取って厚

生省に渡したほうが、厚生省の感覚が国民の求めるものに近寄ってくるというふうに考えられるのです。したがって、いま両君から説明のあった単価の標準建設費の内容について、どのような面の検討の結果こうなったかということ、それぞれから説明願いたいのです。それは、前田住宅局長は坪当た

り単価で言っているし、厚生省のほうでは、資金課長のほうは平米単価で言っているから、それはちょっと困るのであって、「(「三倍すればいい」と呼ぶ者あり)平米単価を三倍すればいいっても、計算がみんながわかればよいけれども……、私はわかりますよ、ここに書いてありますから、平米単価でも。それはひとつ平米なら平米に統

一して答弁してください。そこにまた前田君の答弁の巧妙なごまかしがあるから、だと思います。だから正直に平米当たりなら平米当たりで単価をあらわすわけしてください、そして内容を説明してください。

○政府委員（前田光嘉君） 単価につきましては、産業労働者住宅資金融通法による住宅及び住宅公庫につきましては、最近の物価の上昇等にかんがみまして、前年度の実績を考えましてかならずの引き上げを行なっております。で、厚生省でいまお答えになりました平米当たりの単価と、私のほうの調整で、

ざいですが、いま詳細な数字の突き合わせをすくしようと思えますけれど、も、概算いたしましてそれほど差はございせん。たとえば耐火構造にいたしますと、厚生省が先ほどお話しになった平米当たりの単価を坪当たりに換算いたしますと、七万六千六百円になります、私のほうは七万七千六百

円と千円むしる産旁住宅のほうが一
回ったようなことになっておりまし
て、その他についても、若干の差はあ
ると思いますけれども、だんだんと合
わせるように調整をいたしております
て、三十九年度におきまして、たい
した差はないように考えております。
○田中一君 私が調べたところにより

ますと、たとえば鉄筋コンクリートにいたしますと、いま資金課長が言っているように、鉄筋コンクリートの場合には、二万三千二百円、一般ですよ。あなたのほうのやつは、三戸以上の場合は二万一千五百円、二戸以下の場合には、二万百円、簡易耐火構造にしなくても、建設省が平米当たり一万八千三百円、厚生省のほうは二万二千二百

円、こう違うわけですか。違っているもの
のは違っているかと、率直に認めたらどう
うですか。私の計算が間違っているの
か、あなたの計算が間違っているのか、
か、そこではっきりと坪当たりを平米
か、そこに直してください。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまの田中先生の御指摘の数字は、そのほかに、建築する場合には、屋外付帯工事が入りますので、それを含めて厚生省のほうでは言っておると思いますし、私が最後に申し上げました坪当たりのの、私も、屋外付帯工事を加算いたして申し上げた数字でございますので、そここ

に、先生御指摘になった平米当たりの単
価よりはその分だけ加わってきますの
で、普通坪当たりと申します場合に
は、われわれのほうから申しますと、
七万七千六百円という数字でござい
まして、この数字と厚生省の先ほどお
話になった数字とは、いま申し上げた
ように、それほど差はないというこ

とを申し上げたわけでございます。
○田中一君 厚生省のほうはですよ、建築物そのものに對して融資しているのです。あなたのほうは付帯設備、屋外施設があるとかないとか言っておりますけれども、建築物そのものの単価が低いと言っているのです。いいですか、問題はですね、何もかも余分なもの、公営住宅にしても、げた箱までもつくっておる、建設省のやり方は。げた箱なんか要らないものもありますよ。公営住宅に入っている者は、くつつやげた、そういうものを何十足も持っている人はおそらくいないだろうと思つて、余分なものをばかりをつくつて、そうしてこれに住めと強要をしているのが、建設省のほうの公営住宅、その他

の一連の住宅供給の姿です。厚生省のほうには、その住宅の住み方は自由にまかして融資しております。屋外施設なんというものは見ないで、建築物そのもの、住宅そのものに融資をしておるといふことから見ると、これはおのずから考え方が違ふわけなんですよ。

したがって、たとえば建築業者にもこの仕事を与える場合には、たいへんな違いが出てくるわけです。平米当たりの単価が違ふということが明らかになってくるのです。どうも予算全体の、予算の面から割り振りにして同じでございまして、このことを言うけれども、これに屋外付帯工事費というものがゼロの場合には、それだけ建築物の単価が安くなる。低いものになる。安いということよりも低いことなんです。それを同じだなんというのはいきなり過ぎです、同じではないのです。

○政府委員(前田光嘉君) 私が屋外付帯工事と申しましたのは、給排水、あるいは電気等は今までどおりでございまして、住宅をつくる場合、必ず必要となるものでございまして、不要なもの、不急なものを含んでおりません。これをわれわれのほうでは、建築そのものの主體工事費と屋外付帯工事費と分けて計算するのでございまして、一般に住宅をつくり出す場合には、両者が一体になりまして一つの家になりますので、単価の計算の表示のしかたにつきましては、あるいは十分御理解をいただくような数字の形になつていなかたかと思つてございまして、けれども、実質上は、いま申し上げましたようなことは両々相まって一つの家になるということから、結論においては、厚生省の事業の単価とわれわれのほうとは、それほど差がないといふことになるかと思ひます。

○田中一君 その厚生省のほうは、これは屋外付帯設備がどうかかるうと、どうなるうと、建築費としてこれだけ融資するといふことなんですね。○説明員(河原輔之君) さようでございまして。

○田中一君 そうなるとたいへんな違いがあるわけなんです。どうも建設省の行き方は、この家に住め、こういう施設があるものに住め、一体どこに住み方まで行政府が強制するなといふことはあり得ないのです。普通にそういう慣行を持っておるのです、建設省の場合には、着物も一枚も持っていない、くつでもって屋内生活をしよといふ人に対しても、畳がなければ融資しませんよと、こう言っておるのです。畳を入れないといふ。公営住宅の例だとことに多いのです。少なくとも住宅を供給する義務が、私をもつて言われれば、政府にあるのです。しかし、住み方までも強要する権利はないはずで、そこにむだがある。その面から見れば、年金福祉事業団のほうもつと前進しております。憲法のどこにかくかくの住み方をしろといふことを強要していませんか。かりに屋外付帯工事が要らない場合にも、やはり建設省の単価といふのは安いのか、ありませんか。この分もふえた金を貸しますよ、といふことは、この条文のどこにありますか。しよせん単価が安いといふことになるのじやありませんか。そうしてこの条件で一々検査、監督をする。これはどうしても、この法律は、この段階になると賛成しにくくなりました。もう反省すべき時期

がきておるのじやないかと思ふけれども、これができてからもう約十年くらいたつと思ふけれども……

次に伺いたい。それは土地の標準価格の決定は、厚生省の場合には、現行固定資産税の課税標準額の倍率でもつてきめておる。これは一応筋が通つております。したがって、今度は固定資産税が上れば、その同じ倍率になるかあるいはもう少し軽減するかは今後の問題でしょうが、はつきりしていません。産住の場合には、ずばりと金額を示しておりましたけれども、この基準はどこから求めておるのですか。

○政府委員(前田光嘉君) 住宅公庫の場合におきましては……
○田中一君 住宅公庫を伺つておるのじやないのです。この産住の土地……
○政府委員(前田光嘉君) 産住の土地貸し付けにつきましては、土地の単価につきましては、前年度からの土地の値上がり、市街地の住宅地の値上がり、の状況を見まして、その率を前年度の単価にかけまして積算を一応してあります。これを各地域ごとの実態に合せて数地区に分けて、できる限り地区の実態に合わせた単価で貸し付けたい、こう考えております。

○田中一君 前年度の価格は、何の基準によつてその額を求めておりますか。
○政府委員(前田光嘉君) 前年度も、その前の年の価格に、その間における土地の値上がりの率をかけた算定したものであります。

○田中一君 いまから見て前々年度の土地の価格は、何の基準によつてその額を定めておりますか。

○政府委員(前田光嘉君) 最近数年間は土地の値上がりがありますので、その値上がり率をその前年度の価格にかけまして積算をいたしておるわけでございます。

○田中一君 その数年間の値上がりの以前の価格は、何の基準によつてその額を定めておりますか。

○政府委員(前田光嘉君) 一番最初住宅金融公庫が土地貸し付けを始めたときは、時価を基準といたしまして適当な値段を考へて、それを標準価額として決定したんじゃないかと、私記憶しておりますが、その後それに対する引き上げのしかたが、最近市街地価額の指数によりまして上げておりますけれども、途中もう十年以上たちますので、どういふふうな変化があるかしたかにつきましてはつまびらかにしてはおりませんけれども、一番当初はやはりそういうふうなものを基準にいたしまして価額をきめたことと存じます。

○田中一君 どうもこれ以上言つと、十三年くらい前だ、住宅金融公庫、その貸し付けだつて十年くらい前の歴史しか持つておらぬので、当時の議事録をここへ持つてきて、どういふ基準で土地価格をきめたかといふことを明らかにしてほしいと思ひます、委員長。住宅金融公庫が土地の融資を始めた年は何年でしたか、住宅局長。

○政府委員(前田光嘉君) 土地の貸し付けは、一番当初から建物に付随して土地を取得する場合に考へておりますので、住宅金融公庫ができた年の二十五年から貸し付けております。

○委員(北村暢君) それでは委員長から申し上げますが、この標準価額は、やはり年金のほうの価額との比較をしていくわけでありまして、その標準価額の決定にあつて、住宅局長の時価でないかと思ひます、といふような答弁じや比較にならないので、これは後ほどはつきり標準価額の算定基礎について調査をして御報告を願う、こういうことになつたと思ひますが、住宅局長、よろしうございませうか。

○政府委員(前田光嘉君) 至急取り調べましてお返事申し上げます。

○田中一君 もっとも、年金福祉事業団は、土地に対しては金を貸しておりませんから、これは作文だと思つておられけれども——作文といふか一応の規定だと思つておるのですが、土地に対する融資はしてありますか、しておらぬでしょう。

○説明員(河原輔之君) 結論を申し上げますと、やつておりません。これは住宅の建設のほうでワクが一ぱいでございまして、そこまで及びませんのでやつておりません。

○田中一君 いま委員長から説明された——説明といふか、要求されたもののほかに、屋外付帯工事費の問題、一戸当たり単価といふものに対する評価の内訳の表も、ひとつ出していただくようにしていただきたい。それで、これもその推移がどういふ形で値上がりになつてきているかといふことも、一番最初と、ここ数年間のものを示していただきたい。委員長から要求してほしい。

○委員長(北村暢君) 前田住宅局長は、いまの田中委員の要求事項了解で

きますか。

○政府委員(前田光嘉君) 付帯工事費の積算の内訳につきまして御説明できると思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

○田中一君 けっこうです。

中小企業あての融資を決定されて以来、この産住のほうでは、その比率が、一般とどのくらいの融資額になっておるか。そうして対象が、中小企業といつても、大体三百人以下というのが中小企業となっておりますけれども、融資を受ける企業主の実態というものが、五人以上三百人以下の従業員を使うものというような定義が、一応われわれの常識でわかっております。同時にまた、鉱山等では、千人以下の従業員を使うのが中小企業だというような定義になっておりますけれども、対象はどうなっているか。それと一緒に、厚生年金のほうもその融資の対象がどういうぐあいに分布されているか、それを両方とも説明してください。

○政府委員(前田光嘉君) 中小企業者に対する資金の貸し付けは、昭和三十六年度からできたわけでございまして、三十六年度の当初におきましては、産業労働者住宅資金が、全体一万四千三百戸に對しまして、中小企業が七千八百八十戸の計画でございました。三十七年度は、全体一万四千戸に對しまして、中小企業等が七千六百戸、三十八年度も、一万四千戸の計画に對しまして、七千六百戸でございましたが、三十九年度におきましては、全体の数字を一万五千戸に引き上げまして、かつ、中小企業等につきましては九千戸というふうな、中小企業に重点を置いて配分をすることになっております。

○田中一君 そのうち、五人以上と三百人以下という内容はどうなっておりますか、どちらに片寄っておりますか。たとえば五人から二十人くらいのもので、どれくらい融資しておりますか、二十人から五十人くらいまで、五十人から百人くらいまで、百人から三百人まで……。

○政府委員(前田光嘉君) 中小企業の意味は、先ほど先生のお話しございましたように、資本金五千万円以下、及び従業員三百人以下を基準としておりまして、さらに中小企業の中における従業員の数による資金の貸し付けの割合の調査は、実はいたしておりませんので、はなはだ申しわけございませんけれども、この場合に明確な御返事を申し上げられません。

○田中一君 これはひとつ資料を出してもらふように、委員長から要求してください。

○委員長(北村暢君) ただいまの住宅局長の答弁では、調査をしていないからわからないという御答弁のようでしたが、いま調査すればこの数字は出てくるのですか、それは、きょうじゅうに出せる性質のものか出せない性質のものなのか、どちらですか。

○政府委員(前田光嘉君) 個々の貸し付けの原票を拾い上げましてやりまさんとできませんので、相当時間がかかると思ひます。

○委員長(北村暢君) 田中君、きょうの審議に間に合ひそうもないようですが、どういたしますか。

○田中一君 そうすると、自動的に審議が延びるということになります。厚生省のほうでは、その調査はできていると。

○説明員(河原輔之君) 年金福祉事業団の住宅貸し付け、大企業、中小企業別の問題でございまして、まず大企業の定義でございまして、製造業にありましては、三百人以上でございまして、それから鉱業——マイニングにありましては、千人以上でございまして、それからサービス業にありましては、五十人以上を中小企業というふうに定義しております。これから申し上げます中小企業の中には、事業協同組合を含めて申し上げます。

三十八年度の住宅の決定額でございまして、大体総額百三億ほどございまして、そのうち、大企業が六十三億強でございまして、それから中小企業が三十六億程度でございまして、その他が四億ほどでございまして、ウェイトをとりますと、大企業が六六〇とちよつとでございまして、それから中小企業その他を合わせまして四〇％、こういうふうになっております。

それから企業内の人数別の点でございまして、これはいま手元にありません。つくるとできますから、あとで御申し上げます。

○田中一君 じゃ、それはさつそく資料を出してください。

それから田原さんにも一回伺ひます。

いまのような実情お聞きだと思ひますが、一体、大企業でもこうした職場に続く住宅融資というものは非常にほしがっているのです。ほしがっているのはなぜかといふと、私の見るところでは、自己資金だけで出したのでは、なかなかうるさい問題があるのです。税金のほうでもういふんうるさいのです。ところが、呼び水として若干でも国家関係の資金が流れてくる

と、これに相当大幅な設備投資をすることが税務署でも認められるというふうな傾向にあるのです。ことに、昨日でしたか、田中大蔵大臣の、住宅資金に對してはあまりうるさいことを言ふな、もう少し目をつぶつてやれ、というふうな発言をきくような新聞で見ましたけれども、この傾向はすつとあるのです。政策的に、これはわれわれがいふん追及したからそうなっておるのです。しかし、これも正しいものだとは思つておりません。われわれ源泉課税を取られるものはほとんど取られていく。大企業が住宅を建てるからといつて、これは単に一般の庶民の住宅資金をいっているのじゃないのです。

○参考人(田原大干君) ただいまの御質問でございまして、最初の税金云々の問題は、私はよく実情を調査いたしておりませんので、すぐお答えということもできませんのでございまして、ただ、この中小企業関係のたぐいまる用問題その他から、御承知のように、住宅充足ということが非常に要望されておるといふことは、これは確かな事実でございまして、ことに、規模の小さいほうのクラス、五人以上というのが一応対象になりますけれども、そういう五人から三百人という中でいへば、やはり何となく小さいところのほうで、これはもう常識的に見ましても、住宅に對する要望が非常に強いわけでございます。私どものほうもそういう声が非常にございまして、商店その他の方面から非常に強い要望がございまして、したがって、まあ、こういう方面につきまして、なるべく、先ほどの方面のお話のような国家的な資金を供給していただくということにつきまして、かねがね商工會議所としても長らくお願いしてまいつておるわけでございます。今後ともよろしく御配慮をお願いしたい、かように考えておるわけでございます。

そこで、商工會議所の議員はいいろ段階があると思ひますけれども、商工會議所の中の中小企業部としては、どういう層の人たちが、大体国家関係の資金を求めているか。また、実態として、あなたの方のほうに相当訴えがあると思ふんですが、その訴えの中で、分類してみると、大企業、中小企業——中小企業の中でどういふ職種と、どの階層が一番そういう要求が強いのか、説明していただきたいと思ふんです、実情を。

○田中一君 建設省、厚生省ともに、これが国民の声なんです。したがって、三十九年度の予算の消化について

ろしい、こういうことで、そこにアンバランスがあるという感じは率直に持つわけでございます。もし他の条件にして同一ならば、申し上げるまでもなく、担保のあまり取られないほうがいいということとはつきり申し上げられると思います。

○田中一君 前田局長、これが国民の声です。これは真剣に考えなければいかぬですよ。私は、こういう法律改正が出るたびに、これは長年申し上げてあります。それは究極、どちらに窓口をきめようとしても、これはあなたの方の政府の部内問題であります。少くとも、住宅行政の一元化ということが必要なんです。鴨田政務次官も、まだしばらくは政務次官でいらっしゃるから、ひとつ窓口の問題は、いまも行政審議会ですか、調査会ですか、あそこいろいろやっておるからこれはこれとして、少なくとも融資の条件というものは、同じにすべきであります。この産住が、この法律の融資が、住宅金融公庫の融資に調子を合わせてやらなければならぬという性質のものじゃないですか。同時にまた、住宅金融公庫の融資というものは、いままでは過酷な融資制度です。あれじゃないからあの融資を受けようという希望者が多いわけですよ。これは一面、厚生省に住宅金融公庫と同じような性質を持つ窓口を一つふやしたほうが、建設省は住宅行政の面で反省するのじゃないかろうかと考えられますが、これはあなたの方の政務次官として責任があります。いまの実情を前から知ってとぼけておるのか知らぬけれども、これをお聞きになってどういう感懐をお持ちになりましたか。

○政府委員(鴨田宗一君) 全般的に住宅金融の問題につきましては、先ほどのお説のとおり、やはり金融政策の一端としてお考えの方、そういう面も含んでおりますので、かりに市中銀行の住宅に対する融資、あるいはまた、大衆を相手にしております中小商業を対象とする金融機関の住宅に對する融資につきましては、やはり土地、建物を担保にいたしまして担保力を強化しておるのが現状でございます。しかしながら、住宅金融公庫の面につきましても、一般的に中小企業に對する融資は、先ほどお話のございましたとおり、特に産住に對する融資と、こういう問題は、もちろん対象はおうちを建てるという対象でありまするけれども、この行が異質的なものでございまして、この点は目的において統一するということでありますれば、私といたしましては、今後よく研究をいたしまして、この問題の趣旨に合うように努力いたしたいと考えておりますけれども、事は金融政策、住宅政策全般に關係しております問題でありますので、私といたしましては、仰せのとおり、一生懸命ひとつ検討してみたいと、こう考えております。

○田中一君 さつき理事会の決定があつたようでありまして、私はまだ質疑が尽きません。そこで、ただいまはこの程度にしまして、午後、もし開くならば、午後また質疑を続行いたします。

要求した田原参考人に対しては、御質問をいたしません。

○田上松衛君 関連して、田中委員のほうから、いろいろ資料の要求をされておるわけですが、この中で私からも

一つ追加してお願い申し上げたい一点があるわけですよ。それは、産労住宅資金通法に基づく産住資金の三十七年、三十八年の実績及び三十九年の計画、これはさつき承つてよくわかりました。ところが、欠けておる点は、これらに對して、もとの申し込み者は一体どのくらいあったのかという点です。これは、大企業及び中小企業別に、もしここで答え願えるならば、ここであつたならばそれでけっこうです。それが御調査されてからでないといけないならば、さっきの資料の中にこれを追加してお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまのお話の申し込みの状況について御説明申し上げます。

三十六年度で申し上げますと、中小企業につきましては、申し込みにつきましては、戸数にいたしまして一万七千三百二十二戸でございます。これは二、四倍でございます。これは、そのときの計画は七百八十戸でございます。三十七年度におきましては、申し込みが一万三千三十四戸でございます。三十八年度は、申し込みが、戸数で一万一千二百四十一戸でございます。いま申しましたのは中小企業でございます。

それから、その他のいわゆる大企業につきましては、申し込みの戸数が、三十六年度は五万四千七百七戸でございます。そのときの大企業に對する貸付計画は、七千二百二十戸でございます。三十七年度は、大企業の申し込みが、戸数にいたしまして四万八千八百九十戸、そのときにおける計画が、大企業が六千四百戸でございます。三十八

年度は大企業が、申し込みが戸数にいたしまして二万二千二百戸でございます。計画戸数が六千四百戸でございます。

午後零時八分休憩

○委員長(北村暢君) 暫時休憩いたします。

午後二時二十六分開会

○委員長(北村暢君) これより休憩前に引き続き委員会を開きます。

産業労働者住宅資金通法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

住宅局長より発言を求められておりますので、この際発言を願います。

前田住宅局長。

○政府委員(前田光嘉君) 先般の委員会におきまして、住宅債券の関連住宅の処分価額につきまして、明確を欠いた点がございましたので、この際、私から御説明をいたしたいと存じます。

まず、住宅債券の関連する住宅の処分の予定価額は、土地の取得価額及び債券積み立て期間における建築費指数の推移によりまして推定いたしました建築費、これから概算いたしました、おおむね何万円という額で募集することにしたんです。土地は、募集の際あらかじめ用意したものを使用することにしておりますので、積み立て期間中に地価の騰貴があらましても、これによつて処分価額と処分予定価額との間に差を生ずることはないと思ひます。

建築費につきましては、過去の建築費指数の推移から推定いたすことにしておりますが、今後は、ブレハブ工法

その他建築の合理化をはかる予定にしておりますので、予測できない経済上の変動がない限り、概算額が大きく動くことは考えられません。

以上によりまして、処分価額は、譲渡時における土地費、それから建築費につきまして精算をいたしますが、上記の理由によりまして、おおむね処分価額の範囲内でまざるものと考えております。

なお、精算をいたしますので、若干の端数程度の差があることはやむを得ないと存じます。住宅につきましては、三DK、四DK、坪数にいたしまして、十八ないし二十四坪程度を考へておりまして、規模に応じて処分予定価額がありますが、たとえば三DKで考えますと、三百万円程度で十分譲渡できるかと考えております。

○田中一君 ちょっといまの発言を念を押しておきたいのですが、建築土地は、一応購入している土地を造成して分譲するから変動もない、これはわかりました。しかし、建築物に對して、ブレハブその他の工法でやるから、変動はない、ございせん、と、君は言い切っているけれども、これはちょっと言い過ぎだ。ございせん、と言いつつ切っている。いまの答弁——答弁というか、釈明というか、もう一べん読んでみて下さい。

○政府委員(前田光嘉君) 処分の価額は、譲渡の際に、土地費と、それから建築費につきまして精算をいたしますが、上記の理由といたしまして、先ほど申しましたように、建築費につきましては、過去の指数の推移から推定いたすよりまして、建築の合理化を促進いた

○委員長(北村暢君) 速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(北村暢君) 速記起こして。
先ほどの田中委員の質問に対する答
弁について、再答弁を求めます。前田
住宅局長。

○政府委員（前田光嘉君） 先ほど答弁いたしましたことにつきまして訂正をさせていただきます。

付帯工事のうちで、主体工事に必須の給排水工事等につきましては、これは流用は認めませんが、それ以外のものにつきましては、流用することも認められます。

○田中一君　それでけっこうです。

そこで、この逐条説明を中心に二、三質問いたしますが、二ページの初めですがね、第一項の適正な価格で住宅

の購入資金を貸し付けるといふ適正な価格——これは先ほどもお話があつたからよろしい。

それから「住宅及びこれに付随する土地を譲渡する事業を行なう会社その他の法人」——「その他の法人」というのは、年金福祉事業団では、明らかに「つきりときめているわけです。日

本労働者住宅協会、東京都住宅公社、
広島県住宅公社ときめてありますが、
産労住宅の場合には、どういふものを
想定し、また、現在までに融資をして

いる団体はどういうものか、伺います。

○政府委員（前田光嘉君） この場合の「その他の法人」は、住宅供給を目的

とする公益法人をさしております、各県に、あるいは各市においては、それぞれ出資をいたしまして、財団法人または社団法人等で、住宅供給その他の事業を行なうところの法人をつくつ

ておりますが、そういうものをさして
おります。

○田中一君 たえば、住宅生協ある
いは住宅組合等にも融資をしているの
ですか、今後しようとするのですか。

○政府委員(前田光嘉君) 住宅組合は
この場合には入りません。『その他の法
人』でございまして、法人格があれ
ば、一応法律上は対象になります。が、
住宅組合は、別途住宅組合という形に
おいて、住宅公庫で扱っておりますの
で、この場合には入っておりません。

○田中一君 住宅生協は法人ですよ、
住宅生活協同組合でやっているのです
から。

○政府委員(前田光嘉君) 住宅生協が
法人であるならば、法律上は『その他の
法人』でございまして、広く読める
と思いますが、住宅生協そのものの目的
なり、あるいは事業の内容から見まし
て、ここに必ず入るかどうかにつきま
しては、ここで明確なことは申し上げ
られません。

○田中一君 厚生省に伺いますが、厚
生省ではどういう——住宅生協は入
りませんか。

○説明員(河原輔之君) これは入って
おります。

○田中一君 いま住宅局長の答弁聞
くと、ここでも後手を踏む。少なくとも
団体貸し付けというものを行なおうと
するならば、住宅生協が非営利法人であ
るならば、これは当然融資の対象にし
てもいいと思うのです。いままでに例
がないというならば、ないということ
にしていいけれども、今後どうですか。
○政府委員(前田光嘉君) いままで例
はございせんが、今後の扱いにつきま
しては、『その他の法人』と書いてご

ざいまして、法律上は別に排除する点
はございせんが、住宅生協の仕事の
実態から見まして適当であるかどうか
につきましては、十分検討したいと存
じます。

○田中一君 十分検討して融資をする
という方向に向かうというのか、十分
検討してどういう方向に向かうのか、
か。明らかにそれは法人であるならば、
むしろ住宅生協は営利会社、営利団体
じゃないのです。どういう方向に行こ
うとするのですか。

○政府委員(前田光嘉君) ここに書い
てございまして『会社その他の法人』は、
これは中小企業者等に対して住宅
を建設して譲渡する事業を行なう法人
でございまして、住宅生協がそうい
う仕事をされるという場合には、十分
検討いたしまして、もし貸し付けて支
障ないものであるならば貸し付けるこ
とも可能であると存じます。

○田中一君 九条の三項の改正は、『住
宅分譲事業を行なう法人に対し、貸し
付け金の一時償還を請求することがで
きる場合を規定している住宅金融公庫』
云々と、こう書いてありますが、これ
は住宅金融公庫では、目的変更されて
住宅の用に供さない場合には、要求す
るとか、それがありますね、条文が。
そこで、この場合には何を考えてやっ
ているのか。たとえばその企業体が自
分の労働者でない、産業労働者でない
ものに貸付をしているとかいう場合も、
これに目的が違ふのだから請求すると
思いますけれども、あるいは金を返し
ますよ、もう自分のほうで資金が潤沢
になったからお金を一時返します、途
中で返しますと、こういった場合に受
け取れる道を開いているのか。私は、

前段の問題があった場合に準用しよ
うということだと思ふのですが、その
点はどうなのですか。また、そういう
事例はあったのですか。どういうケー
スのものがあつたか、説明してください。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまの
お話の前段の場合等には、運用はきく
と存じますが、後段の場合につきま
しては、住宅資金は長期で貸し付けるこ
とを前提としておりまして、その
の長期の資金を十分活用して、それが
究極において、労働者等の住居が非常
に適当な形において供給できるという
形を確保する意味におきまして、後段
のような場合には、この条項を運用す
ることは例はございせん。

○田中一君 しかし、悪意で考えた場
合には、こういうことになるのですよ。
目的を変更しよう、その場合に全部返
してしまつて、そしてほかに高く貸貸で
貸すということもあり得るのですね。
そういう場合には、住宅金融公庫は、
一時償還を求める以外には道はないわ
けなのです。それに対する規制ができ
ないはずですよ。ずっと法律のおしま
いのほうに、十三条の二の二項に「貸付
けを受けた者で第七條第一項第三号の
規定に該当するものは、住宅の建設に
必要な費用、利息その他必要な費用を
参酌して主務大臣が定める額をこえて、
当該貸付金に係る住宅又は土地の譲渡
価額を契約し、又は受領することがで
きない。」これに関連があるかないか。
とにかく目的変更すれば一時償還を求
めるが、建物を全部こちに渡せとい
うことは言わぬと思うんです。その場
合、この条文はどういう場合を想定し
て考えているのか。また、厚生省の年

金福祉事業団の場合でも、そういう場
合がある。その場合には、全額償還請求
をしているわけですよ。もちろん企業体
に貸すんですから……。しかし、自分
のほうで、役員会で、利益金処分のう
ち、これはもう返そう、返して自分の
ものにして、また新しく申し込もう
という場合もあるんですよ。その場合
の受けるための条文になつていないのか、
その点はどうなんですか。

○政府委員(前田光嘉君) 十三条の二
の二項の規定でございしますが、これは
住宅を建設して譲渡する事業を行なう
法人でございしますが、この法人は、住
宅金融公庫の貸し付けの趣旨に沿つ
て、一定の限度、きめた範囲内で建物
を譲渡すべきでございまして、それを
公庫の基準をこえて高く売る、条件を
悪くして売るといふときには、これは
公庫法の貸し付け、今回の貸し付けの
精神に当りませんので、そういう場合
には、その法人に貸し付けを規制
するために、この規定によりまして、
一時償還その他の措置を講じて、この
公庫の貸し付けの趣旨に合うようにさ
せようという趣旨でございします。

○田中一君 そういうわけでしょう。
その場合、契約面では、一応十五年な
ら十五年、二十四年なら二十四年とい
う長期の契約をしている。だから、そ
の場合の償還は、その期限の元金と利
子——経過利子ですね、というもの
と、ほかに何を償還を求める金額に内
蔵しているか——内蔵というのか、いろ
いろあるでしょうから、それはどうい
うものか、元金と経過利子だけを払え
ばいいのか。契約面はなるほど二十五
年なら二十五年という長期契約をして
いるのだから、二十五年分までおまえ

のほうに貸すことになるのだから、そ
の利子を金額、二十五年の利子も払
え、あるいはそのうちの目的変更なり
何なりしているのだから、国家資金を
使つて利潤追求をやっているのだか
ら、こうせい、ああせいというよう
な、罰則じゃないけれども、処分とい
うか、何というか、何かそういう道は
制度として設けようとしているのです
か。

○政府委員(前田光嘉君) 一時償還で
ございまして、その時点における償
務でございまして、そのときまでに
おける利息と、それから元金でござ
います。元金の残った分、それ以外に罰
則的なものはありません。

○田中一君 それに関連しての質問が
一番いいのだけれども、これはやめて
おきます。

○田中一君 厚生省のほうはそういうケースは
いまだでなかったですね。

○説明員(河原輔之君) 事業団は発足
して間もなくでございまして、ござ
いせん。

○田中一君 事業団としてはないか知
らぬけれども、いままでの融資分には
ありませんでしたか、事業団に引き継
いだ。いままで十年前のものにもな
ったのですか、事業団はできたばかり
だから。

○説明員(河原輔之君) 前に若干そう
いう例もございします。

○田中一君 その場合には、いまの住
宅局長の答弁と同じように、融資を受
けた残額と経過利子とだけを返して
くれればよろしいと、こうなっているの
ですね。

○田中一君 北海道防衛住宅建設等促進法について伺いますが、この住宅購入資金の貸し付けというのは非常に飛躍した施策を考えているんですか、この購入資金、これにはそれぞれ公団のほうでいろいろ条件があるでしょうけれども、これはでき上がった住宅を売らなければならない、それに対する評価、あるいは一定限度の、金額は限界があると思いますけれども、これはどういう手続によって貸すのか、ひとつこの点説明してほしい。

○政府委員(前田光嘉君) 中小企業等におきましては、自分で公庫から資金を借り受けて自分で建築計画を立ててやるということがかえって困難である、特に零細な中小企業等におきましては、そういう手数を省きまして、どうか適当な会社その他の法人、住宅協会等がつくったものを買いまして、戸数もあるいは戸ないし数戸というふうな、それぞれ中小企業の資力なり希望に応じたものが入手できますので、そういうことができれば、今回購入資金につきましても貸し付けをすることができるようになったわけでございます。そこで、住宅金融公庫から資金を受けましたこの法人が長期資金を借りまして住宅を建てます。あらかじめ中小企業が購入するであろうという見込みをつけまして建てます。それを中小企業等が公庫で金を借りまして、長期で買って自分の従業員に貸す、貸与するという形になると思います。これによりまして、都心部等におきましては、中小企業等の集合的な住宅——土地の高度利用及び耐火構造の住宅ができる、しかも、小さいものでも公庫の資金を利用して住宅が

できるといふことをねらったわけでございます。

○田中一君 具体的には、これは北海道防衛住宅建設等促進法による北海道地区に限ったものと考えておりますけれども……

○政府委員(前田光嘉君) いえ、内地までです。

○田中一君 そうすると、全部とするならば、これが住宅金融公庫の窓口と同じような長期分譲をする機関というもの、どんなものを想定されているんです。

○政府委員(前田光嘉君) 目下のことろ、住宅協会を利用しようと思っております。

○田中一君 住宅協会の現状は、大部分のものは住宅金融公庫が窓口として資金を流しておるわけなんです、しかも、住宅金融公庫の金を原資とする団体がやる場合は、現在もやっている、ありませんか。

○政府委員(前田光嘉君) 今回の改正は、中小企業等が自己の従業員に貸し付けるために住宅を取得するための貸し付けを考へたので、従来の制度は、住宅をみずからほしい人が買う場合に利用できましたが、今回は、みずから中小企業者そのものが利用するのではなくて、中小企業者等に雇われておるところの被使用者に貸し付けるために住宅を取得できる、そういう道を開いたわけでございます。

○田中一君 それから五ページにある「主務大臣は必要がある」と認めるときは、産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号に掲げる法人で貸付を受けたものに対して、報告をさせ、又はその職員をして当該法人の事務所に立

ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる」と云々、こういう立ち入り検査ができるんだということにしておきます、そうしてその罰則をきめておられますけれども、これは結局、金を返せばいいんでしょう、経過利子と金を、この立ち入り検査を返しては困るから、その事前に一時金を返して、それで経過利子も払った、なお罰則というんですか、その点はなんなんですか。

○政府委員(前田光嘉君) これは、検査を拒む、こういうことについての罰則でございます。

○田中一君 そうは書いてないよ。「貸付けを受けた者が第七條一項三號の規定に該當するものが、第十三條の二第一項に規定する基準に従わないで住宅又は土地を譲渡したとき」とかね、その立ち入り検査を拒むということはないがね、どういうんだらう、どうなっているんです。

○政府委員(前田光嘉君) この十五條の二號の規定によりまして、住宅金融公庫の貸し付け金につきましては、制度の趣旨から考えまして、違法のないように、ただいま私が申し落としてしましたけれども、土地あるいは住宅の貸し付け契約に違反をした場合におきましても、罰則をかけるようにいたしております。

○田中一君 その事前に金を返せばいいんでしょう。どうなんです。返してもなお罰するということですか。

○政府委員(前田光嘉君) 違反がありましたならば、これは法律違反でございまして、単に民事上の措置としての償還金の返還ということ以上に、こうして罰則で強制いたしました、公庫

の貴重な資金が有効適切に流れるようにしたわけでございます。

○田中一君 この問題は事実問題として非常に微妙なものなんです。たとえば、そうした違法行為があったと、その場合において、住宅金融公庫の役員、職員は過料に処せられる、それを見のいた場合には、知っていないがね。事実、犯意というか犯行は行なわれている、しかし、発見できなかったという場合と、それから発見できた瞬間に契約解除、いわゆる元金と経過利子とを支払うということによって契約行為がなくなったという場合、なおかつ、罰金を取るなんていうことは非常に微妙なんですよ。従来そういう実例はありましたか。大体罰金取ってないでしょう。そういう場合には、一応契約解除して元金を回収しているんじゃないですか。

○政府委員(前田光嘉君) 従来は、この規定によりまして罰金を課した例は、私はまだ聞いておりません。

○田中一君 それは、事前に警告をしてね、自分でどうしても元利ともに払いなさいと、そしてなお払わないで頑強に違反行為を行なった場合には、罰金を取るという趣旨なのか、その点はどうですか。

○政府委員(前田光嘉君) 御指摘のように非常に微妙な問題と存じますけれども、従来のところは、事前に十分指導いたしまして遺憾のないようにしております。この条文による罰則の適用を受けた者はないようでございますが、制度としては、こうして国の資金の有効な活用をはかるという制度として法律上設けられたわけでございます。

○田中一君 これはむしろ住宅金融公庫法にも同じような規定があると思えますけれども、役職員が過料に処せられた例もありませんね。

○政府委員(前田光嘉君) まだございせん。

○田中一君 私はそういう事例は知っておるのです。これは役職員がむしろ知ってその処置に困って、いろいろ協力をして元利金を返させたと、それで穏便に——これは穏便です——事を済ましたという例はたくさんある。私はそれでいいと思う。

○田中一君 まあ委員長のほうでこの辺でというならばもうやめますけれども、しかし、最後に伺っておきたいのは、従来にも数多くの、各通常国会ごとに数多くの法律を出すために、なかなか議事が進行しない。だから、いわゆる抱き合わせ提案というやつがこの国会から非常に多くなってきたわけですね。これにしても、産住と住宅金融公庫、本質的な問題をやはりかかえている。前回当委員会でも採決した住宅金融公庫法並びに住宅公団法も、従来ならば単独にそれぞれの法律が提案されておったのです。これは、建設大臣がせっかく見えたので、政府の方針としては、同じようなものは一つにまとめて、二へん採決するのを一へんで済ましてしまおうというような考え方で出たものか。むしろ一つの法律でそれに関連する、その法律の改正によって当然他の法律も改正しなければならぬものは、これはそうなりますか。

○説明員(河原輔之君) そういう規定はございません。

○田中一君 ところで厚生省のほうは、そういう規定はありますか。

○田中一君 厚生省のほうは、この辺でというならばもうやめますけれども、しかし、最後に伺っておきたいのは、従来にも数多くの、各通常国会ごとに数多くの法律を出すために、なかなか議事が進行しない。だから、いわゆる抱き合わせ提案というやつがこの国会から非常に多くなってきたわけですね。これにしても、産住と住宅金融公庫、本質的な問題をやはりかかえている。前回当委員会でも採決した住宅金融公庫法並びに住宅公団法も、従来ならば単独にそれぞれの法律が提案されておったのです。これは、建設大臣がせっかく見えたので、政府の方針としては、同じようなものは一つにまとめて、二へん採決するのを一へんで済ましてしまおうというような考え方で出たものか。むしろ一つの法律でそれに関連する、その法律の改正によって当然他の法律も改正しなければならぬものは、これはそうなりますか。

○田中一君 これはむしろ住宅金融公庫法にも同じような規定があると思えますけれども、役職員が過料に処せられた例もありませんね。

○政府委員(前田光嘉君) まだございせん。

○田中一君 私はそういう事例は知っておるのです。これは役職員がむしろ知ってその処置に困って、いろいろ協力をして元利金を返させたと、それで穏便に——これは穏便です——事を済ましたという例はたくさんある。私はそれでいいと思う。

○田中一君 まあ委員長のほうでこの辺でというならばもうやめますけれども、しかし、最後に伺っておきたいのは、従来にも数多くの、各通常国会ごとに数多くの法律を出すために、なかなか議事が進行しない。だから、いわゆる抱き合わせ提案というやつがこの国会から非常に多くなってきたわけですね。これにしても、産住と住宅金融公庫、本質的な問題をやはりかかえている。前回当委員会でも採決した住宅金融公庫法並びに住宅公団法も、従来ならば単独にそれぞれの法律が提案されておったのです。これは、建設大臣がせっかく見えたので、政府の方針としては、同じようなものは一つにまとめて、二へん採決するのを一へんで済ましてしまおうというような考え方で出たものか。むしろ一つの法律でそれに関連する、その法律の改正によって当然他の法律も改正しなければならぬものは、これはそうなりますか。

れども、少なくとも今回の提案された法律のような形で出す方針は、今後とも続けていくつもりですか。これは建設大臣は突然でわからぬかもしれんけれども、どうも抱き合わせ提案が多いのです。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知のように、法律が非常にこまかな点まで規定して法制化するようにしております。したがって、一ぺん法律を整理して、政令に譲れるものは政令に譲ったかどうかという点も意見もあるようです。がしかし、現に御承知のように、補助金を変えるとき、金額を増すとかいうようなことを、みんな一部改正する承認を求めるといふようなことになっておりますために、たいへん複雑になりますので、同種のものになるべく取りまとめたというふうな気持ちがないことは確かでございますが、まあこれらについては、ひとつ抜本的に検討する必要があるんじゃないか。毎国会ごとに数十の法律が出たのでは、国民諸君の生活が煩瑣になって、知らぬ間に法律に触れているという危険があるだろうと思ひます。私はこういうことはあまり得手じゃありませんけれども、しばしばそういうものが圧迫している。建設省の中でも、予算をどうと取つてつくつたらよさそうなものだ、こう思うのですけれども、それがなかなかそういきませんで、しいていけば、従来大蔵省がなかなかやがましく言いますものだから、そこで、一ぺん何か仕事をやることには法律をくつつけておいて、法律で裏づけしておいて予算が自然に通るようにしたらどうかという傾向があったように私は思ひます。しかし、そういうものじゃ

ないと思うのですけれども、しかし、そういうことになっておるものを私はいかんともしようがありません、まあ現状のようになっているのじゃなからうかと、こう思ひます。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起し

○中尾展義君 ちよつとお伺いします、中小企業者に対するところの従業員を入れる住宅の融資ということになりますけれども、その場合に、従業員が入りまして、何か自分の都合によりまして会社をやめなければならぬといった場合に、その住宅といふか、そこを出なければならぬといふふうになりますか。それともある程度までそこががんばれるのか、どうなっているのか、その点をお伺いしたい。

○国務大臣(河野一郎君) それは、こちらは金を会社に貸すだけで、それをどうせ、こうせという指図はいましておりません。会社の内部の規程にまかしております。

○中尾展義君 この法案はそれと関係ないといひましても、一応借家の常識から考えまして、どうなるわけですか。借家法というものが適用されるのか。それとも、これは中小企業者が従業員のために借りるのであるから、どうしても出るといふ出でいかなければならぬのか。まあ関連して私は聞いているわけですが……

○国務大臣(河野一郎君) 借家法が適用されるという解釈になります。

○中尾展義君 借家法が適用されるとなりますと、現在の借家法というのは、正当な理由がなければ、そこに相

当がらばつておられるといふふうになつておるに聞いておりますが、これは普通の民間の借家と契約した場合と同じような条件になるのですか。

○国務大臣(河野一郎君) 一定したモデルというものは聞いておりませんけれども、各会社によつて、それぞれ住宅に入る規程を明確にしておるでしうから、その内部規程によつて運営されておると、こう思ひます。

○中尾展義君 まあ、そうしますと、その会社と従業員とのいわゆる内部規程による契約、こういうことになるわけですね。

○国務大臣(河野一郎君) そうです。

○中尾展義君 その場合に、結論として、借家法は適用されない、こういうことですか。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま大臣がお話ししましたように、それぞれ各企業におきましては、その従業員との間におきまして、住宅の貸与に関する規程があると思ひますけれども、借家法の範囲内におきまして、それと矛盾しない範囲内において実施をしておることと思ひます。

○中尾展義君 それでは、私が聞いておるのは、その辺のところを矛盾しておらない範囲内といふふうにはつきりした返事はないのですが、借家法が適用されるのか、されないのか、それを私は聞いておるわけです。

○政府委員(前田光嘉君) 借家法は適用されます。

○中尾展義君 そうした場合に、借家法であれば、要するに、家主と契約しました場合に、正当な理由がなければ、立ちのめでもいい、こういうふうなふうになつておるに私は聞いておる

わけですが、そこで、会社をやめなければならぬ場合に、その本人が、どうも行く先がないのだ、会社をやめましたけれども、現在行くところがない、こういうケースがあるのじゃないかと私は思ひますね、そういった場合におけるといふのか、そこら辺のところをお伺いしたいわけですが……

○政府委員(前田光嘉君) 借家法の規定によりまして、正当な事由のない限り、退去させることはできないと存じますが、住宅の場合におきましては、退職をするということが正当な事由として扱われるのではないかと存じております。

○中尾展義君 それから座席住宅といふものは、建設資金を事業主が全面的に出しておれば、七割五分といふものは公的な資金が入っているわけですが、七割五分は国民の金が入つていて住宅を建てたのに、そういうことは全然考慮されてないわけだ。要するに、事業主が金を出したのには二割五分しかない。厳密に言うならば、二割五分の権利しかないわけですが、事業主には……

○政府委員(前田光嘉君) 住宅金融公庫では、住宅として貸しておりますので、扱いも住宅としての扱いと存じますが、これが、そのいま入つておる当人は、たとえ退去いたしましても、そのあとに従業員がまた入つてくるというふうにおきまして、住宅金融公庫で国の資金を貸し、従業員の住宅を供給することを援助するという趣旨には、特段の差はないと存じます。

○中尾展義君 ですから、まあこういったようなケースは、私もちよちよい聞いておるわけなんです、そ

ういう面からやはりILOの勧告の面も出てくるのじゃないかと思ひます。ですから、私は、これに必ずしも反対はいたしませんけれども、やはりこれは、方向としては労働者諸君が自由におられる家を建てるべきじゃないか、こう思ひます。ですから、それから、われわれ公明会として、この建設大臣の住宅政策といふものを、私は全面的に賛成はしておりません。何といひますか、実力者の河野さんは、もう少しハッスルして、建設予算や住宅予算を取らなければ、これは生活白書に見ましても、池田内閣の高度成長経済のひずみ、住宅難といふものはまだ依然として解消されておらない、こういうことが出ておるわけですから、将来これは大臣にお願いするわけですが、もう少し住宅政策に重点を置いてやっていただきたいと、こういうふうにお願ひするわけです。以上です。

○委員長(北村暢君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起し

○田上松衛君 大臣が非常に時間に制約されておる事情をよく承りましたので、特に明敏な大臣のことであるから、あまた、こうだといふような説明等は省略いたしまして、端的に申し上げます。したがって、御答弁もきわめて要領よく端的にお願ひ申し上げておきます。

この出されております問題、結局住宅政策をどういうぐあいに完全にやっていくかという上に考慮を払われて出されたことは言うまでもないのであります、この場合、やはり関連を

もつてみまするものの中に、ILOの労働者住宅に関する勧告があったことは、御承知のとおりであります。この勧告の精神というものは、やはりこれは尊重していかれることが大事でないか、こういうふうに感じておられるわけですが、これに關します大臣の御所信を承りたいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) 私、住宅政策が不十分であるということはよく考へております。ただ、何ぶんにも、急激に都市にあつたらあつたら人が集まつてこられて、そしてそれが住宅を要求される傾向が非常に強うございます。したがって、これがとにかく一応安定いたしませんことには、どうもならぬ、しかも、その住宅要求の度合いが非常に変わつてくる。労働者住宅である場合もあるでしょう、それが中小企業もしくは小さな商人のところへおつとめになる場合もあるでしょう、というようなことで、何ぶん東京だけでは一年に三十万から五十万も人が入つてくるということございますから、よほどのことをせなければいけません。うと思つたのでございまして、まず第一に打ちました手が、従来は五十億とか百億とかというような大会社が金を使ひまして、そして相当の会社が手持ち資金を入れて住宅を建てて、そしてそれを貸しておつた、こういうことでありましたが、これを中小企業の小さな資本家に切りかえをして、大会社はなるべく自分で建てるようにしてくれということにいたしましたから、したがつて、手持ち資金を少なくしてこちらの金をよく利用するようにしてあげなければ中小企業の目的に沿わないといふので今度出したのが主としてそれで

ございます。しかし、それといまお話のILOの勧告との間に、先ほどからお話がありましたとおり、理想は、住宅は自分でつくつて自分で家族の人数に、もしくは趣味に合うものを同じ金額でくふうをしてやるのが一番理想に違ひないことは申すまでもございせん。職場を離れたらすぐ家まで離れるといふことは、これは非常に残酷であることは申すまでもありません。したがつて、私は、明年度の予算には低利、長期の資金を住宅に充てまして、そして個人もしくは住宅組合というような住宅組合法にも多少の難点があるようございまして、これらの経験も十分調査いたしまして、そして個人に金を政府がなるべく貸して、そしてそれは低利で長期という資金をつくつて問題の解決に当たるといふことでなければいかぬ、これはILOの精神にも合ふのじゃないか、こう私は考へてぜひ明年度はそれに組みたいと考へておる次第でございます。

○田中一君 ちよつと速記やめてください。

○委員(北村暢君) 速記とめて。

○委員(北村暢君) 速記起こして。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(北村暢君) 御異議ないと思つて、これより討論に入りませう。

御意見のある方は、順次賛否を明らかにしてお述べを願います。

了承されてゐるものと思つて、参事人としてここに出席願つた東京商工会議所の田原調査部長も、私の質疑を聞いておられて、住宅金融公庫融資の産労住宅よりも、厚生年金保険法による還元融資住宅のほうが有利であるといふことを率直に述べ、かつまた、中小企業は、産労住宅法よりも厚生年金保険法による住宅融資のほうを求められて、退席したものでございまして、少なくとも今回の提案された法律案の内容は、いままでありました現行法と比較いたしますと、一歩前進でござい

ます。これは認めます。しかしながら、住宅行政の全般——大部分のものを掌握し責任を持つてゐる建設大臣として、厚生省が所管するところの厚生年金保険法による融資よりも、あらゆる条件において劣つてゐるという現状は、これははなはだ受け取れないものが多いとございまして、期待するところは、建設大臣が、三たび建設大臣として明年度予算をもつてくるといふ心がまえが見えておられますので、これに期待いたしますけれども、同じ責任内閣の中におきまして、他の所管する融資法よりも劣つてゐるという産業労働者住宅金融通法のあり方に対しては、絶対認めることができません。

したがつて、今後とも十分に閣内において論議をかわされ、よりよい産労住宅法となるまでは、われわれといたしましては、今回の改正を含めまして反対するものでございまして、

○田上松衛君 民社党を代表いたします。賛成の意思を明らかにいたします。

この場合、少し意見を申し上げたい

と思つてゐるものが、賛成するからと申し上げまして、この改正案を全面的に完全無欠なものだといふ意味で賛成するわけじゃございませぬ。やむなく賛成するといふことなのであります。

池田総理は、今次の国会の勢頭におきまする施政方針演説の中でも、現下のわが国の、特に中小企業者の悩みといふものをよく認識されておられるかのような口吻のもとに、取りよるによつては、みずからの過去の失政も必ずしも否認するわけではない裏づけをしつ

つ、中小企業の振興策に真剣になつていくという態度を表明されたわけだったので、このことを考へてみますると、具体的にどうやっていくかといふ大きな柱の中に、いまの住宅の問題が入つてくるはずだと私も認識してゐるわけなんです。河野建設大臣が池田さんと考へを異にされてゐるならば、これはまた別のことになりまして、けれども、そうでなくして、このことに

關する限り、やはり歩調を合せていかれてゐると思ふ。今次の本案を審議する中でも、いろいろそういううな誠意を披瀝されたことだったので、ただしかし、実際に内容を掘り下げて

いたしてみますと、さつき申し上げましたようないろんな満足すべきものではないものがたくさん見だされてきます。わけでも同じ中小企業といつたにしても、五人以下の従業員しか持たない零細企業の人々に至つては、何らかれを救う道が与えられていないといふことは、まことに残念に思つてゐるわけなんです。しかしこのことは、将来十分そうした方向へ真剣にやつていかれるといふ河野建設大臣の御決意を尊重して賛成していきたい。

もう一点は、先刻、私、質疑申し上げました住宅政策の策定にあたって、政府は、わが国の特殊事情も勘案しつつ、できる限りILOの労働者住宅に関する勧告の精神を尊重していただきたいということに対して、先刻の御答弁の中で、明らかにその精神は尊重していくんだ、特に来年度から予算のほうにもそのことに努力する意味の言明をいただきましたので、私は、これを一つの楽しみといたしまして、もうこうなってきましたと、反対する理由も当然除去されることであります。

繰り返して申し上げますが、御熱意を高く買ひまして、期待いたしました。本案に賛成いたしたいと思ひます。

○中尾辰義君 私、公明会を代表いたしまして、本法案に賛成をいたします。

しかしながら、現時点におきましては、住宅難がひとつも解消しておらないということは、これは公営住宅あるいは公団住宅等の申し込みの数の見ましても、また、生活白書の報告を見ましても、言わることでありまして、したがって、私は、まだまだ公営住宅というのは大量に建設すべきじゃないか、かように思っているわけでありまゝ。この法案も、住宅政策の一環といたしまして出されているわけでありまゝが、これは事業主のひもつき住宅でありまして、先ほど質問申し上げましたように、従業員がやめた場合には出ていかなければならない。したがって、労働者諸君に対しては、不安定な住宅であります。しかしながら、本法案は、建設費の融資率も上げてありますので、一歩前進である。こういう意味におきまして、住宅難の現状におき

ましては、賛成をいたします。

○石井桂君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっており、ます産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものでございます。

本法案は、中小企業者に使用されております産業労働者のための住宅建設を一そう促進するための改正でございます。そのおもなねは、産業労働者住宅への貸し付け金額の限度を、それぞ六割から七割五分、あるいは五割五分から七割に引き上げること、あるいは中小企業者にも、建設資金のみならず購入資金をも貸し付けよう、その他、公庫は、産業労働者住宅を建設して譲渡する事業者及び法人等に対して、資金の貸し付けができることとしたという、これらをあわせ考えますと、ただいま政府の意図している「一世帯一住宅」の住宅政策の理想へ一歩踏み出したものと存じまして、大いに賛成するものでございます。

以上簡単でございますが、私の討論を終わります。

○委員長(北村暢君) 他に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 多数と認めます。よって本法案は、多数をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十九分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十日)

一、産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案

昭和三十九年四月二日印刷

昭和三十九年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局